

浄化槽工事業登録のしおり

群馬県県土整備部建設企画課
(令和3年2月)

1 浄化槽工事業登録について

浄化槽工事業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません（浄化槽法（以下「法」という）第21条第1項）。

また、現在、登録を受けている者で、その有効期間が満了後も浄化槽工事業を行う者は、有効期間満了、前30日までに更新の登録申請をしなければなりません。（受付は、有効期間満了日の原則3ヶ月前からです。）

但し、建設業法に基づき土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けている建設業者で浄化槽工事業を営む者（以下「特例浄化槽工事業者」という。）については、登録は必要ありませんが特例届出が必要となります。（特例浄化槽工事業者届出のしおり参照）

(1) 登録を受けべき行政庁

前述の登録を受けなければならない都道府県知事とは、「浄化槽工事業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事」です。したがって、営業所の有無とはかかわりなく、実際に浄化槽工事を行おうとする都道府県知事の登録を受けていなければなりません。

（例） 群馬県内にのみ営業所を設けている場合

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ・ 工事現場が群馬県 | 群馬県知事の登録 |
| ・ 工事現場が栃木県 | 栃木県知事の登録 |
| ・ 工事現場が群馬県及び栃木県 | 群馬県知事の登録及び栃木県知事の登録 |

(2) 登録の有効期間

登録の有効期間は5年ですが（法第21条第2項）、この期間の算定は、新規登録にあっては登録をした翌日から起算して5年間であり、したがって5年目の登録をした日をもって満了することとなります。この場合、当該期間の末日が土曜、日曜日等の休日であっても、その日をもって満了することになりますので注意してください。

(3) 登録を受けるための要件

(ア) 営業所ごとに、浄化槽設備士をおかなければならない（法第29条第1項）。

(イ) 欠格要件に該当していないこと。

※欠格要件（法第24条第1項）

- ① 浄化槽法又は同法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ② 浄化槽工事業の登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者（浄化槽工事業者が法人である場合には、その処分のあった日前30日以内にその法人の役員であった者を含む。）
- ③ 都道府県知事により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ④ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ⑤ 浄化槽工事業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年で、その法定代理人が①から④までに該当する者
- ⑥ 法人でその役員のうち①から⑤までに該当する者があるもの
- ⑦ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- ⑧ 登録申請書類中に重要な事項において虚偽の記載をしたり、重要な事実の記載を欠いているとき

2 登録申請の手続き方法等について

(1) 浄化槽工事業登録申請の提出書類

※申請書の様式は、群馬県ホームページからダウンロードしてください。

令和3年1月より申請書の様式が変更になりましたので、必ず新しい様式で申請してください。

	様式 番号	書類の種類	要 否		備 考
			法 人	個 人	
申請書	第1号	浄化槽工事業登録申請書	○	○	表面と裏面両方必要です
添 付 書 類	第2号	誓 約 書	○	○	
		浄化槽設備士免状の写し	○	○	営業所ごとに1名必要です
	第3号	工事業登録申請者の調書	○	○	法人にあつては役員全員の 調書、個人にあつては本人 又は法定代理人の調書
	第4号	浄化槽設備士の調書	○	○	
		浄化槽設備士の住民票	○	○	
		登記事項証明書	○		申請日前3ヶ月以内のもの
		登録申請者の住民票		○	申請日前3ヶ月以内のもの
照会用 書 類		照会対象者の一覧表	○	○	法人にあつては役員全員、 個人にあつては本人又は法 定代理人等

- ※ 法人の役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者。
- ※ 工事業登録申請者の調書の記載において、株主については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名を要しない。
- ※ 住民票については、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。

(2) 登録申請手数料

区 分	新 規 申 請	更 新 申 請
金 額	33,000円	26,000円

群馬県収入証紙で納付してください。

なお、払込書による納付を希望する場合は、事前に「(4) 提出・問い合わせ先」へご相談ください。

※群馬県収入証紙は県庁地下1階ほかで販売しています。

(3) 提出部数（新規申請・更新申請・変更届共通）

正本1部（登記事項証明書、住民票は原本を添付してください）

副本1部（提出者の控えになるので、すべて写しで可）

計2部を提出してください。

(4) 提出・問い合わせ先

群馬県 県土整備部 建設企画課 建設業対策室（群馬県庁21階南）

〒371-8570

群馬県前橋市大手町1-1-1

電話027-226-3520（直通）

(5) 提出方法

新型コロナウイルス対策のため、当面の間郵送により提出してください。

新規申請及び更新申請の場合は、必ず簡易書留で送付の上、副本返却用の返信用封筒（あて名を記入し、必要な金額の切手を貼付したもの）を同封してください。

(6) 代理人による申請を行う場合

代理申請を業として行うことは、行政書士に限られています。また、登録通知書の受領を代理申請者にする場合は必ずその旨の委任を受けた委任状（委任者（申請者）の押印を要する）を提出してください。

3 登録後の届出について

(1) 変更届

登録を受けたあと、次表に掲げる事項に変更が生じた場合には、同表に掲げる区分に従って必要な書類を添付して様式第七号による浄化槽工事業登録事項変更届出書を変更のあった日から30日以内に登録を受けた都道府県知事に提出しなければなりません（法第25条、浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（以下「令」という）第8条）。

法人	個人	変更事項	添付書類
	○	氏名又は名称	住民票の抄本又はこれに代わる書面
○		名称	登記事項証明書
	○	住所	住民票の抄本又はこれに代わる書面
○		住所	登記事項証明書
○		代表者の氏名	登記事項証明書
	○	営業所の名称及び所在地	なし
○		営業所の名称及び所在地	商業登記の変更を必要とする場合には 登記事項証明書
○		役員の氏名	(1) 登記事項証明書 ※新たに役員となる者がある場合は以下の書類も添付 (2) 誓約書（様式第2号） (3) 当該役員の調書（様式第3号） (4) 照会対象者の一覧表（追加分のみ）
○	○	浄化槽設備士	当該浄化槽設備士の (1) 浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し (2) 浄化槽設備士の調書（様式第4号） (3) 住民票の抄本又はこれに代わる書面

- ※ 役員の役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者。
- ※ 工事業登録申請者の調書の記載において、株主については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名を要しない。
- ※ 住民票については、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。

(2) 廃業の届出

次表の左欄に掲げる事項に該当するに至った場合には、同表の右欄に掲げる者は、30日以内に登録を受けた都道府県知事に書面（廃業届）をもって、その旨を届け出なければなりません（法第26条）。

廃業等の届出事項	届出をすべき者
1 個人事業主が死亡した場合	その相続人
2 法人が合併により消滅した場合	その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）であった者
3 法人が破産により解散した場合	その破産管財人
4 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合	その清算人
5 浄化槽工事業を廃止した場合	浄化槽工事業者であった個人又は浄化槽工事業者であった法人の役員

(3) 浄化槽工事業者が建設業法上の許可を取得したときの手続き

登録を受けて浄化槽工事業を営んでいた浄化槽工事業者が、新たに建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を取得した場合には、浄化槽工事業の登録は、自動的にその効力を失うこととされています（法第33条第4項）。

この場合には、建設業の許可を受けた者は遅滞なく都道府県知事に対して特例浄化槽工事業者届出書及び必要な添付書類を提出しなければなりません。

(4) 個人事業主として登録を受けていた者が法人を設立した場合の手続き

個人事業主として登録を受けていた浄化槽工事業者が、法人（株、有等）を設立し、浄化槽工事業を営む場合は、新たに法人として、新規の登録が必要になります。その際に個人事業主としての浄化槽工事業を廃止するため、廃業届が必要になります。（有から株に組織変更した場合は、変更届の提出）

4 登録後の浄化槽工事業者の責務について

(1) 標識の掲示

登録を受けた後、浄化槽工事業者は、浄化槽法に基づき、営業所及び浄化槽工事の現場ごとに、その見やすい場所に、標識（様式第8号）を掲げなければなりません。

（法第30条、令第9条）

標識（様式第8号）

35 センチメートル以上	
浄化槽工事業者登録票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
登録番号	知事（登　　）第　　号
登録年月日	年　　月　　日
浄化槽設備士の氏名	
25 センチメートル以上	

(備考)

浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあつては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

(2) 帳簿の備付け

浄化槽工事業者は、浄化槽法に基づき、浄化槽工事ごとに帳簿（様式第10号）を備え、次の書類を添付しておかなければなりません。（法第31条、令第10条）

〔帳簿の添付書類〕

- ① 処理方式及び処理能力を記載した書面
- ② 構造図
- ③ 仕様書
- ④ 処理工程図